

## 事務局における個人情報の取扱いに関する規則

日本肝胆膵外科学会（以下本学会と略す）は本学会事務局における個人情報の取扱いについて以下の規則を定める。

### I. 安全管理措置

#### 1. 来訪者への対応

- 1) 本学会事務室内への立ち入りは、原則として事務局長の許可を得た者に限る。

#### 2. 紙および電子媒体の取扱い

- 1) 個人情報を含む文書および電子情報は、第三者が閲覧できない状態で保管する。
- 2) 上記を事務所外に持ち出す場合は、原則として事務局長の許可を得た上で、記録を残す。
- 3) 個人情報を含む可能性のある文書または電子記録媒体を廃棄する場合は、シュレッダー等を使い、内容を確認できない状態で廃棄する。
- 4) 外部委託により廃棄をする場合は、廃棄したことを証明する書類を受理する。

#### 3. 備品の取扱い

- 1) 個人情報を含む備品を事務所外に持ち出す場合は、事務局長の許可を必要とする。
- 2) 自席を離れる場合は、パソコン画面の作業内容を第三者が確認出来ないようにする。

#### 4. 委託先への対応

- 1) 本学会事務局の保有する個人情報を含むデータを本学会学術集会運営事務局や外部委託業者に提供して使用させる場合は、定められた書式による守秘義務契約を締結する。

### II. 第三者への情報提供

#### 1. 情報提供

- 1) 上記委託先以外の機関・事業者に対する個人情報を含む可能性のある情報の提供は、理事長の許可を必要とし、さらに、定められた書式による守秘義務契約を締結する。

#### 5. 本規則の改廃

- 1) 本規則の改廃は、理事会の議決によって行う。

附則 この規程は、理事会の承認のあった日（平成 26 年 11 月 20 日）から施行する。